

リビア

2022年11月18日

牛島総合法律事務所 弁護士 [影島広泰](#)
同 [小坂光矢](#)
同 [小林貴樹](#)

<元となった調査報告書の作成者>

調査日	2022年9月18日
法律事務所	Zahaf & Partners Law Firm
担当弁護士	Dr. Saleh Zahaf – Partner Mahmud Zahaf - Partner
連絡先	Tel: 00218 21 3334636 00218 21 3345761 Fax: 00218 21 3343515 Email: mahmud.zahaf@zahaflaw.com Email: Saleh@zahaflaw.com

個人情報の保護に関する制度の有無	<p>包括的な法令は存在しない。</p> <p>公的部門における個人情報保護に関する法令として、以下の法令が存在する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国家情報セキュリティ及び安全ポリシー <ul style="list-style-type: none"> - URL : https://nissa.gov.ly/wp-content/uploads/NISSA_Policy_Manual_v1.0-1.pdf - 施行状況：施行日不明 - 対象機関：公的部門 - 対象情報：社会保障番号や国民ID番号、パスポート番号、クレジットカード番号、運転免許証番号、医療記録などの個人を特定できる情報
個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報	<p>EUの十分性認定：なし</p> <p>APECのCBPRシステム：なし</p>

OECD プライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利	OECDプライバシーガイドライン 8原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利については、以下のとおり。	
	① 収集制限の原則	該当する規定は不見当である。
	② データ内容の原則	該当する規定は不見当である。
	③ 目的明確化の原則	該当する規定は不見当である。
	④ 利用制限の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑤ 安全保護の原則	上記法令に一部規定されている。
	⑥ 公開の原則	該当する規定は不見当である。
	⑦ 個人参加の原則	該当する規定は不見当である。
	⑧ 責任の原則	該当する規定は不見当である。
その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の域内保存義務に係る制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> - ■ 事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す制度であって、本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のあるもの <ul style="list-style-type: none"> ① <u>コミュニケーション法（2020年法律第22号）（Communications Law No 22 of 2010）</u> <ul style="list-style-type: none"> - 法的権限のある司法当局は、サービスを提供する事業者に対して、個人の電話への着信または発信の通話を傍受または監視するよう指示を出すことができる。サービス提供事業者は、その指示に従う義務を負い、通話に用いられた電話番号やその日付など、個人の電話の監視から得られた情報を当該機関に提供しなければならない。 ② <u>サイバー犯罪防止法（2022年法律第5号）（Anti-Cybercrime Law No. 5 of 2022）</u> <ul style="list-style-type: none"> - 国家安全保障情報安全局は、国際情報ネットワークまたはその他の技術システムを通じて公表および表示されるものを監視し、社会の安全と安定を損ない、または社会の平和を害する偏見や思想を広めるものをすべて阻止（block）することができる。ただし、電子メール又は会話については、管轄地方裁判官が発する司法命令による場合を除き、監視されない。 	

当事務所は、調査結果の正確性や妥当性について責任を負いませんので、調査結果のご利用は自らのご判断で行っていただきますようお願い申し上げます。

牛島総合法律事務所による「外国の個人情報の保護に関する制度」の調査結果は以下に掲載しております。

https://ushijima-law.gr.jp/topics/foreign_pi_legislation/